

確認検査業務手数料規程



確認検査等業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社サッコウケン確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社サッコウケン(以下「S K K」という。)が実施する確認検査等業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 建築物に関し、業務規程第47条第1項に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築(移転を除く。以下、この項、第3条及び第10条において同じ。)する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) S K Kが審査中であった確認申請を取り下げて概ね同一(構造方法を変更するものを除く。)の計画を再申請して建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積の2分の1

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該移転、修繕、模様替又は用途変更に係る部分の床面積

3 既存建築物への遡及適用がある等、既存の建築物の部分の審査を要する増築等の確認申請手数料は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積と当該既存の建築物の床面積の合計の面積とを合計した面積により、別表第1を適用する。

(建築物に関する計画変更確認申請手数料)

第3条 建築物に関し、業務規程第47条第1項に規定する計画変更確認申請手数料の額は、計画変更確認申請1件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 当該計画変更に係る直前の確認をS K Kから受けている場合 当該建築に係る部分の床面積。
ただし、100㎡を超える床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の部分の床面積に対し本号の規定による手数料を算出した額と、当該増加する床面積について第2条第2項の規定を適用して算出した額を合算する。

(2) 前号において、小規模な計画変更と認められるもので構造計算を伴わないものは、床面積の合計が500㎡を超え2,000㎡以内ものは50%、2,000㎡を超えるもの75%までの範囲で減額することができる。

(3) 当該計画変更に係る直前の確認をS K K以外から受けている場合 第2条第2項と同じ

(避難安全検証法等に係る手数料)

第4条 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法、通常火災終了時間に基づく設計法、特定避難時間に基づく設計法を含む場合においては、当該建築物の対象床面積に応じ、別表第4に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

(天空率審査に係る手数料)

第5条 天空率を含む場合においては、別表第5に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

(ルート2審査に係る手数料)

第6条 ルート2の審査を要する建築物においては、当該建築物の対象床面積に応じ、別表第6に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

2 審査を要する建築物について、2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構

造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物として前項を適用する。

(特定天井等審査に係る手数料)

第7条 特定天井等を含む場合においては、別表7に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

(構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査に係る手数料)

第8条 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性の審査を含む場合においては、構造上の棟数に応じ、別表8に掲げる額を第2条又は第3条の規定による額に加算する。

(建築設備等に関する確認申請等手数料)

第9条 建築設備等に関し、業務規定第47条第1項に規定する確認申請手数料又は計画変更確認申請手数料(以下「確認申請等手数料」という。)は、1基につき、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、直前の確認をS K Kから受けていない計画変更確認申請については、これを確認申請とみなして同表を適用する。

2 S K Kが審査中であった確認申請を取り下げて概ね同一(構造方法を変更するものを除く。)の計画を再申請して建築設備等を設置する場合は、これを計画変更確認申請とみなして別表第2を適用する。

3 法87条の2第1項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、業務規定第47条第1項に規定する確認申請手数料の額は別に定める。

(工作物に関する確認申請等手数料)

第10条 令第138条第1項及び第3項(第2号を除く。)に規定する工作物(以下「指定工作物等」という。)に関し、業務規定第47条第1項に規定する確認申請等手数料の額は、1基につき、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、直前の確認をS K Kから受けていない計画変更確認申請については、これを確認申請とみなして同表を適用する。

2 S K Kが審査中であった確認申請を取り下げて概ね同一(構造方法を変更するものを除く。)の計画を再申請して指定工作物を設置する場合は、これを計画変更確認申請とみなして別表第3を適用する。

3 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関し、業務規定第47条第1項で定める確認申請手数料額は、第2条に規定する建築物の確認申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1において「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えて適用する。

(建築物に関する中間検査手数料)

第11条 建築物に関し、業務規定第47条第1項に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請1件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 中間検査を工区分けして実施する場合は、当該工区を1件として、別表第1を適用する。

3 別表第1に掲げる床面積の合計は、現地検査の対象となる部分の面積について算定する。

4 当該中間検査に係る直前の確認をS K K以外から受けている場合は、別表第1に定める中間検査手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。

(建築物に関する完了検査手数料)

第12条 建築物に関し、業務規定第47条第1項に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請1件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積

- (3) 当該完了検査に係る直前の仮使用認定通知書の交付をＳＫＫから受けている場合 検査対象床面積から仮使用認定部分を除いた床面積
- 3 当該完了検査に係る直前の確認をＳＫＫ以外から受けている場合は、別表第１に定める完了検査手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。
- 4 申請に係る建築物について、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における書類審査の手数料の額は、第３条第２項第１号又は第３号の規定を適用して算出した額とする。
- 5 検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当って算出した手数料の額の２分の１の額とする。

(建築設備等に関する完了検査手数料)

- 第 13 条 建築設備に関し、業務規程第 47 条第 1 項に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、1 基につき、別表第 2 に掲げるとおりとする。
- 2 当該完了検査に係る確認をＳＫＫ以外から受けている場合は、別表第 2 に定める完了検査手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。
- 3 完了検査において、追加説明書の提出があった場合は「計画変更申請手数料」を「追加説明書審査手数料」と読み替えて適用する。
- 4 再検査を行う場合の手数料の額は、当該申請に当って算出した額の２分の１の額とする。
- 5 法 87 条の 2 第 1 項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、業務規定第 47 条第 1 項に規定する完了検査手数料の額は、別に定める。

(工作物に関する完了検査手数料)

- 第 14 条 指定工作物等に関し、業務規定第 47 条第 1 項に規定する完了検査手数料の額は、別表第 3 に掲げるとおりとする。
- 2 第 10 条第 3 項の規定は、令第 138 条第 3 項第 2 号に掲げる工作物である自動車車庫に関し、業務規程第 47 条第 1 項に規定する完了検査の申請に係る手数料の額の算定について、準用する。
- 3 当該完了検査に係る確認をＳＫＫ以外から受けている場合は、別表第 3 に定める完了検査手数料の額に同表の確認申請手数料額を加算する。
- 4 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、完了検査において追加説明書の提出があった場合又は再検査を行う場合に準用する。

(仮使用認定に関する手数料)

- 第 15 条 業務規程第 39 条第 1 項に規定する仮使用認定の申請に係る手数料については、以項に定める。
- 2 建築物にあっては、次の各号に定める。
- (1) 1 の申請につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。なお床面積に関しては、仮使用認定に係る建築物の部分の床面積の合計とする。
- (2) 当該仮使用に係る直前の確認又は直前の中間検査をＳＫＫ以外から受けている場合は、別表第 1 に定める仮使用認定手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。
- 3 昇降機等にあっては、次の各号に定める。
- (1) 1 の申請につき、別表第 2 に掲げるとおりとする。
- (2) 当該仮使用に係る確認をＳＫＫ以外から受けている場合は、別表第 2 に定める昇降機等手数料の額に同表の確認申請手数料の額を加算する。

(検査に係る出張費)

- 第 16 条 中間検査、完了検査又は仮使用認定の現場検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、第 11 条から前条までの手数料の額に、別表第 9 に定める出張費を加算する。
- 2 再検査を行うため確認検査員等が出張する場合は、第 11 条から前条までの規定による額及び前項の規定による額に対し、さらに出張費を追加加算する。

(手数料の減額)

第 17 条 S K K は、あらかじめ協議したうえで、次に掲げるものと認めた場合は、減額することができる。

- (1) 建築物及び工作物の確認申請件数が年間を通じて多数見込めかつ効率的（年間を通じて平均的に申請図書等の不備及び不整合が少なく業務が行えることをいう。）に確認審査が行える場合 年間 50 件以上 99 件までは、確認申請手数料の 10% を減額し、年間 100 件以上は、確認申請手数料の 15% を減額
- (2) S K K が J I O（日本住宅保証検査機構）の瑕疵保険取次をした場合 完了検査手数料の 5% を減額

附 則

この規程は平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 18 年 5 月 19 日から施行する。

付 則

この規程は平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

付 則

この規程は平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 19 年 9 月 10 日から施行する。

付 則

この規程は平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 20 年 11 月 12 日から施行する。

付 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 22 年 8 月 2 日から施行する。

付 則

この規程は平成 23 年 5 月 9 日から施行する。

付 則

この規程は平成 24 年 2 月 20 日から施行する。

付 則

この規程は平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 2 年 5 月 23 日から施行する。

付 則

この規程は令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 8 年 1 月 22 日から施行する。

付 則

この規程は令和 8 年 6 月 1 日から施行する。なお、本規程の施行に伴い、規程名称の「確認検査業務手数料規程、確認検査業務出張費規程」を「確認検査業務手数料規程」に改める。

別表第 1 確認検査手数料（建築物）

単位：円

区分	床面積の合計	特 例	※1、2、3 確認申請	計画変更確認申請 ※1、2、3 構造計算書の有無		中間検査 ※4、5	完了検査 ※3～7	仮使用 ※3～6
				無	有			
① 3号建築物 平屋建かつ200㎡以下 （附属建物含む場合 300㎡以下）	100㎡以内	有	23,000	14,000	—	23,000	28,000	—
	100㎡超え 200㎡以内		32,000	20,000	—	30,000	36,000	
	200㎡超え 300㎡以内		48,000	27,000	—	43,000	48,000	
② 戸建住宅の2号 建築物 （兼用住宅含む） 木造2階以下 仕様規定による構 造審査	100㎡以内		40,000	24,000	31,000	30,000	36,000	55,000
	100㎡超え 200㎡以内		47,000	32,000	41,000	40,000	45,000	
	200㎡超え 300㎡以内		63,000	39,000	49,000	50,000	60,000	
③ 戸建住宅の2号 建築物 （兼用住宅含む） 木造2階以下 許容応力度計算に よる構造審査	100㎡以内		45,000	26,000	33,000	30,000	36,000	55,000
	100㎡超え 200㎡以内		53,000	33,000	42,000	40,000	45,000	
	200㎡超え 300㎡以内		70,000	47,000	60,000	50,000	60,000	
④ 上記以外	100㎡以内		50,000	27,000	35,000	40,000	45,000	55,000
	100㎡超え 200㎡以内		70,000	36,000	45,000	56,000	56,000	70,000
	200㎡超え 300㎡以内		89,000	49,000	63,000	65,000	70,000	90,000
	300㎡超え 500㎡以内		100,000	55,000	70,000	85,000	95,000	95,000
	500㎡超え 1,000㎡以内		150,000	83,000	105,000	120,000	140,000	110,000
	1,000㎡超え 2,000㎡以内		220,000	121,000	154,000	180,000	200,000	150,000
	2,000㎡超え 3,000㎡以内		300,000	165,000	210,000	200,000	250,000	220,000
	3,000㎡超え 4,000㎡以内		360,000	198,000	252,000	235,000	270,000	270,000
	4,000㎡超え 5,000㎡以内		420,000	231,000	294,000	265,000	280,000	300,000
	5,000㎡超え 6,000㎡以内		470,000	259,000	329,000	280,000	300,000	340,000
	6,000㎡超え 8,000㎡以内		520,000	286,000	364,000	320,000	350,000	370,000
	8,000㎡超え 10,000㎡以内		600,000	330,000	420,000	350,000	400,000	400,000

※1 区分①で構造計算を行った場合、上記申請手数料に10,000円 / 棟が加算されます。

※2 構造計算を行った棟数が2以上の建築物について

- (1)床面積の合計が300㎡超え 上記の確認申請手数料×20%×（構造計算を行った棟数－1）が加算されます。
- (2)床面積の合計が300㎡以下 20,000円×（構造計算を行った棟数－1）が加算されます。
- (3)区分①の場合は、10,000円×（構造計算を行った棟数－1）が加算されます。

※3 省エネ義務化による基準省令に基づく基準による審査・検査について

- (1)戸建住宅の場合：上記確認申請手数料に10,000円／棟と完了検査手数料に5,000円／棟が加算されます。
- (2)共同住宅・長屋の場合：上記確認申請手数料に5,000円／住戸と完了検査手数料に5,000円／住戸が加算されます。
- (3)計画変更の場合：上記計画変更確認申請手数料に戸建住宅：5,000円／棟、共同住宅・長屋：2,500円／住戸が加算されます。

※4 (1)他の機関で受けた確認の場合は、他に審査手数料が加算されます。

- (2)遠隔地における中間検査・完了検査又は仮使用認定の現場検査（リモート検査を除く）には、他に出張費が加算されます。

※5 軽微な変更（省エネ適合性判定等に係る内容を除く）

床面積の合計が300㎡以内：5,000円／申請、床面積の合計が300㎡超：確認申請手数料の10%が加算されます。

※6 省エネ適合性判定等に係る建築物について

- (1)直前の省エネ適合性判定等をサッコウケンから受けている場合、完了検査手数料×20%が加算されます。
- (2)直前の省エネ適合性判定等をサッコウケンから受けていない場合、完了検査手数料×50%が加算されます。
- (3)省エネ適合性判定等に係る軽微な変更内容の確認（ルートA、B）

・省エネ適合性判定に係る軽微な変更（コース2を含まず）

ルートA：建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（税抜）の10%が加算されます。

ルートB：建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（税抜）の30%が加算されます。

・設計住宅性能評価、長期優良住宅に係る軽微な変更（コース2を含む）

ルートA：住宅性能評価手数料（税抜）又は、長期使用構造等確認の手数料（税抜）の10%が加算されます。

ルートB：住宅性能評価手数料（税抜）又は、長期使用構造等確認の手数料（税抜）の30%が加算されます。

※7 サッコウケンから仮使用認定通知書に交付を受けている場合、仮使用認定部分を除いた床面積となります。

注1 省エネ適合性判定等：省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合。

注2 コース2：省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受ける場合。

別表第2 確認検査手数料（建築設備※1）

単位：円

	確 認 申 請	計 画 変 更 確 認 申 請	完了検査 ※2	仮使用認定 ※2
昇降機	25,000	15,000	30,000	30,000
小荷物専用昇降機	12,000	8,000	15,000	15,000

※1 昇降機以外の手数料は、別規程となっています。

※2 (1) 他の機関で受けた確認の場合は、他に審査手数料が加算されます。

(2)遠隔地における完了検査又は仮使用認定の現場検査（リモート検査を除く）には、他に出張費が加算されます。

(3)軽微な変更には5,000円／申請が加算されます。

別表第3 確認検査手数料（指定工作物）

単位：円

	確 認 申 請	計 画 変 更 確 認 申 請	完了検査 ※1
4m以内	25,000	20,000	25,000
4mを超え15m以内	50,000	45,000	45,000
15mを超える	80,000	75,000	65,000

※1 (1) 他の機関で受けた確認の場合は、他に審査手数料が加算されます。

(2)遠隔地における完了検査又は仮使用認定の現場検査（リモート検査を除く）には、他に出張費が加算されます。

(3)軽微な変更には5,000円／申請が加算されます。

別表第4 避難安全検証法等手数料

単位：円

対象床面積の合計	全館避難安全検証法（階数1）	
	確 認 申 請	計画変更確認申請
2,000㎡以内	40,000	20,000

※上記以外は、別途見積になります。

別表第5 天空率審査手数料

単位：円

別表第1 確認申請の手数料×10%

別表第6 ルート2審査手数料(構造計算1件につき) 単位：円

対象床面積の合計	金 額
1,000 m ² 以内	110,000
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内	150,000
2,000 m ² を超え10,000 m ² 以内	190,000

別表第7 特定天井等審査手数料

単位：円

別表第1 確認申請の手数料×20%

別表第8 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査手数料 単位：円

構造上の棟毎	10,000
--------	--------

別表第9 遠隔地出張費

北海道エリア

単位：円

検 査 地 区 分		日当額	交通費
遠隔地以外	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、小樽市、当別町、南幌町、長沼町、帯広市、音更町、幕別町、芽室町、池田町、清水町、更別村、豊頃町、浦幌町、本別町、中札内村、士幌町、鹿追町、上士幌町、大樹町、足寄町、新得町、苫小牧市、岩見沢市、上富良野町、中富良野町、滝川市、芦別市、深川市、旭川市、鷹栖町、東神楽町、比布町、当麻町、愛別町、東川町、美瑛町、釧路市(旧音別町除く)、釧路町、鶴居村、弟子屈町、標茶町、厚岸町、浜中町、清里町、大空町、美幌町、北見市、津別町、斜里町、小清水町、網走市、中標津町、標津町、別海町、羅臼町、根室市	無料	無料
地域Ⅰ	三笠市、美瑛市、由仁町、栗山町、月形町、新篠津村、白老町、安平町、厚真町、占冠村、南富良野町、富良野市、日高町、様似町、えりも町、広尾町、陸別町、白糠町、釧路市(旧音別町)、妹背牛町、秩父別町、士別市、上川町、剣淵町、和寒町	5,500	11,000
地域Ⅱ	砂川市、上砂川町、歌志内市、赤平市、夕張市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、余市町、倶知安町、京極町、仁木町、共和町、古平町、積丹町、岩内町、喜茂別町、ニセ町、赤井川村、神恵内村、泊村、留寿都村、真狩村、増毛町、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、新ひだか町、浦河町、置戸町、訓子府町、新冠町、平取町、むかわ町	11,000	16,500
地域Ⅲ	北竜町、沼田町、留萌市、小平町、蘭越町、黒松内町、寿都町、島牧村、長万部町	16,500	16,500
地域Ⅳ	函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、松前町、福島町、知内町、木古内町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町、奥尻町、遠軽町、天塩町、幌延町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、音威子府村、美深町、中川町、紋別市、名寄市、下川町、幌加内町、初山別村、遠別町、湧別町、佐呂間町、興部町、雄武町、西興部村、滝上町、羽幌町、苫前町	27,500	27,500

福島県エリア

検 査 地 区 分		日当額	交通費
遠隔地以外	郡山市、本宮市、須賀川市、大玉村、三春町、会津若松市、石川町、玉川村、平田村、鏡石町、天栄町、白河市、川俣町、伊達市、小野町、田村市、泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町、二本松市、福島市、猪苗代町、磐梯町、浅川町、古殿町、会津美里町、湯川村、会津坂下町、喜多方市、国見町、桑折町	無料	無料
地域Ⅰ	葛尾村、飯舘村、川内村、塙町、下郷町、鮫川村、棚倉町、北塩原村、金山町、昭和村、三島町、新地町、柳津町、いわき市、相馬市、南相馬市、矢祭町、大熊町、富岡町、浪江町、楡葉町、広野町、双葉町、只見町、檜枝岐村、南会津町、西会津町	5,500	11,000

宮城県エリア

検 査 地 区 分		日当額	交通費
地域Ⅰ	白石市、角田市、丸森町、七ヶ宿町、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、山元町、亘理町、名取市、岩沼市	5,500	11,000
地域Ⅱ	仙台市、多賀城市、塩竈市、富谷市、七ヶ浜町	11,000	16,500
地域Ⅲ	大崎市、加美町、色麻町、大和町、大衡村、大郷町、松島町、利府町、涌谷町、美里町、東松島市、女川町、石巻市	16,500	16,500
地域Ⅳ	栗原市、登米市、気仙沼市、南三陸町	16,500	22,000

山形県エリア

検 査 地 区 分		日当額	交通費
地域Ⅰ	米沢市、小国町、飯豊町、川西町、高島町、長井市、南陽市	5,500	11,000
地域Ⅱ	上山市、白鷹町、山形市、山辺町、中山町、朝日町、天童市、寒河江市	11,000	11,000
地域Ⅲ	大江町、西川町、河北町、東根市、村山市、大石田町、尾花沢市、大蔵村、舟形町、新庄市、最上町、鮭川村、戸沢村、真室川町、金山町	16,500	16,500
地域Ⅳ	鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市、遊佐町	16,500	22,000

青森県・岩手県・秋田県エリア

検 査 地 区 分		日当額	交通費
地域Ⅰ	青森県全域、岩手県全域、秋田県全域	22,500	49,500

※ 同じ日に検査の棟数が2件以上の場合は、検査場所が近いものにより交通費のみ1棟分になります。

※ 交通機関等の都合上、当日までに事務所に戻れない場合は宿泊費（10,500円/日）が加算されます。その場合の日当は、2日分で計算します。

※ 天災その他やむを得ない事情により、通常の経路、経済的な方法等により出張しがたいときは、現に経た経路により計算した交通費等を加算することがあります。

※ 建設性能評価と同時検査の場合は、住宅性能評価業務規程の遠隔地出張費を適用します。